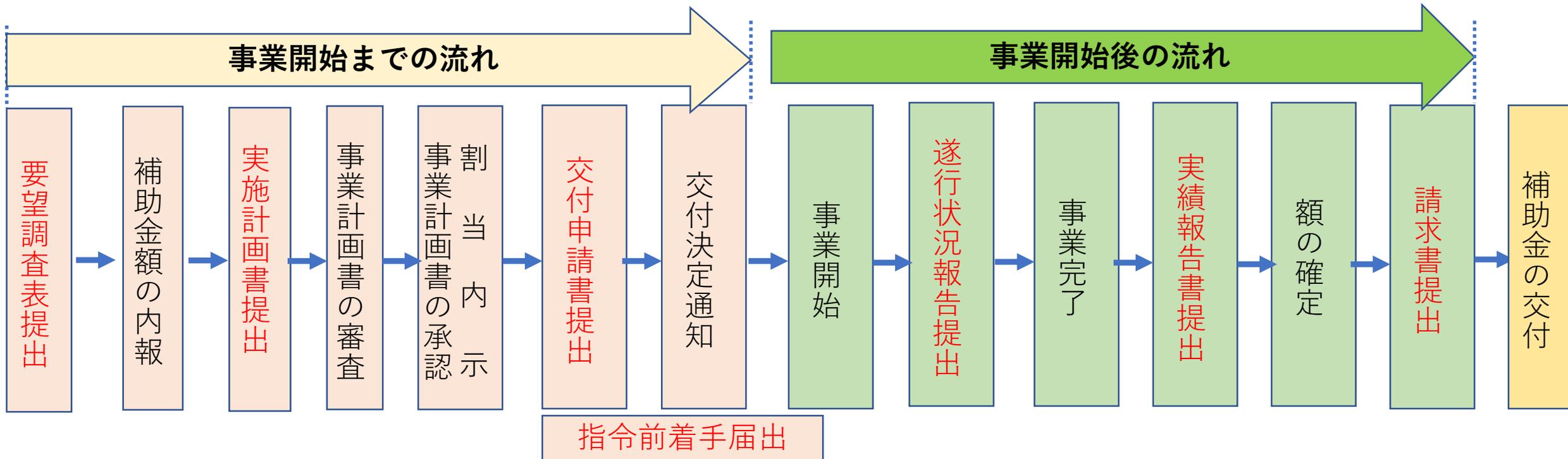


# 有機農業理解増進事業のフロー図



(注) 上記フロー図の赤字部分は、県へ提出する書類です。上記書類の他に、実施要領や交付要綱に記載された添付書類（団体名簿や団体規約・定款等）が必要になります。

要望調査：事業の要望を調査します

割当内示：補助金の配分予定額について正式な通知を行います。

交付決定：交付申請書の内容を審査し、問題が無ければ通知をします。

交付決定通知後に実施した活動が補助対象となります。

**指令前着手：急ぎの場合は、計画承認後に指令前着手届を提出し、指定した着手予定年月日以降に実施した活動は、補助対象となります。**